

令和元年度

県 税 決 算 の 概 要

企 画 県 民 部
企 画 財 政 局
税 務 課

< 目 次 >

1 決 算 額	1
2 徴収歩合の状況	2
3 収入未済額の状況	3
4 主な税目の状況	5
5 新型コロナウイルス感染症対策	11
6 令和2年度の税収確保対策等	13
(参考資料)	
令和元年度県税決算額	18

令和元年度の県税決算の概要について

1 決算額

- ・県税収入全体では、前年度から41億円減収となる7,108億円となり、2年連続の減収となった。
- ・地方法人特別譲与税を含めた全体では7,947億円となり、昨年度から59億円の減収となった。

(単位:百万円、%)

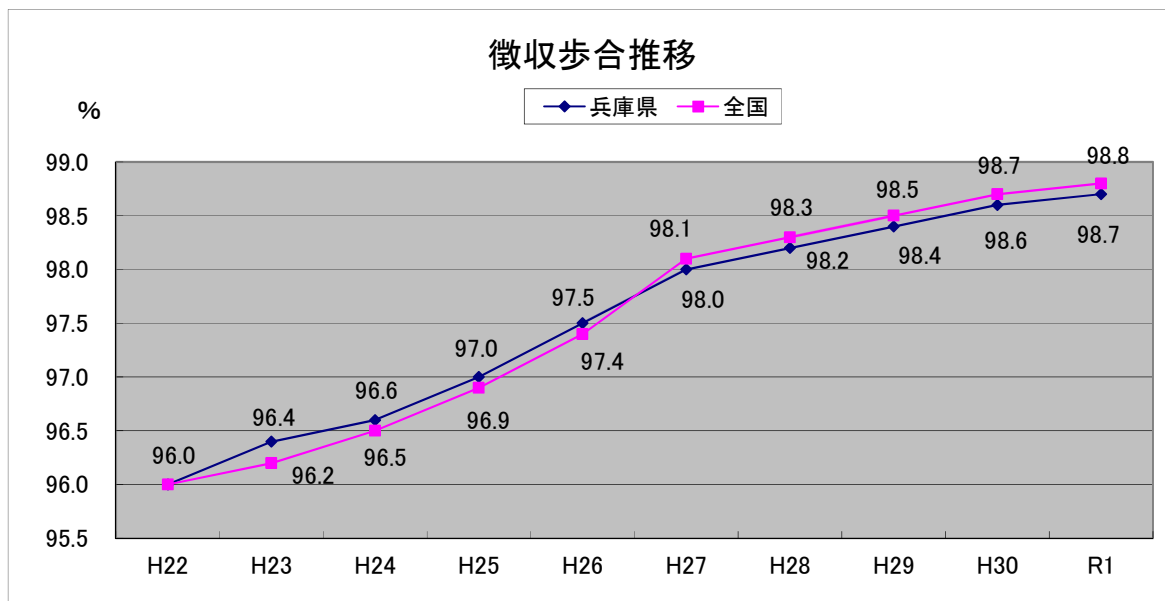
税目	R1		H30		対前年度 増減額 ①-②	対前年度伸率 ①/②
	決算額①	構成比	決算額②	構成比		
個人県民税	205,396	28.9	207,026	29.0	▲ 1,630	99.2
地方消費税(清算後)	194,631	27.4	195,170	27.3	▲ 539	99.7
法人関係税	168,865	23.8	167,282	23.4	1,583	100.9
事業税	146,110	20.6	145,006	20.3	1,104	100.8
県民税	22,755	3.2	22,276	3.1	479	102.1
自動車税	61,348	8.6	61,698	8.6	▲ 350	99.4
軽油引取税	39,774	5.6	39,369	5.5	405	101.0
不動産取得税	16,890	2.4	17,268	2.4	▲ 378	97.8
個人事業税	7,360	1.0	7,139	1.0	221	103.1
県たばこ税	5,259	0.7	5,230	0.7	29	100.6
自動車取得税	4,261	0.6	8,292	1.2	▲ 4,031	51.4
ゴルフ場利用税	3,493	0.5	3,447	0.5	46	101.3
自動車税環境性能割	1,940	0.3	—	—	1,940	皆増
県民税利子割	1,527	0.2	2,946	0.4	▲ 1,419	51.9
その他	49	0.0	49	0.0	0	99.4
合計	710,793	100.0	714,916	100.0	▲ 4,123	99.4
地方法人特別譲与税	83,921	—	85,721	—	▲ 1,800	97.9
合計(再計)	794,714	100.0	800,637	100.0	▲ 5,923	99.3
法人関係税 + 地方法人特別譲与税	252,786	31.8	253,003	31.6	▲ 217	99.9

(注1) 「%」表示は、千円単位の税額により算出している。

(注2) 自動車税には自動車税種別割を含む(以下同様)。

2 徴収歩合の状況

- ・行財政運営方針で全国平均を上回る徴収歩合を目標として、兵庫県税収強化対策本部を設置し、現年課税分の早期納税の促進や差押の実施などの税収強化に取り組んだ結果、県税全体の徴収歩合は、昨年度を0.1ポイント上回る98.7%となり、データの存在する昭和23年度以降最高となった。

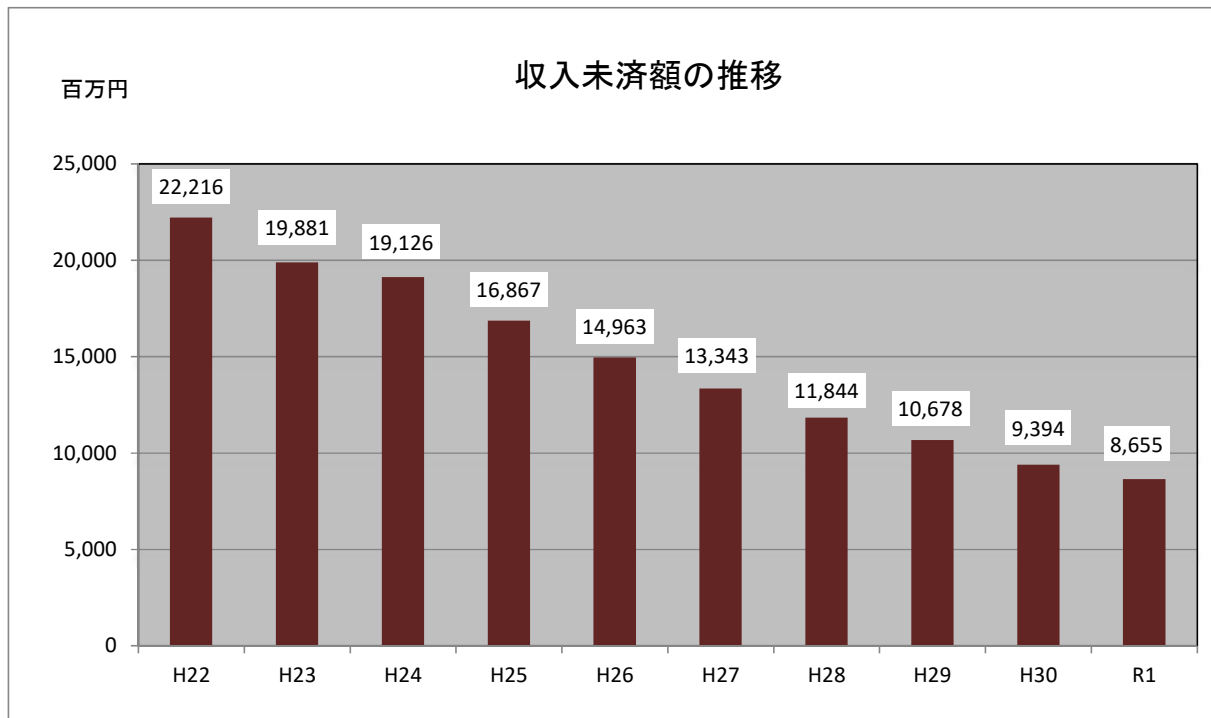


(単位: %)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	対前年度増減	
県税合計	96.0	96.4	96.6	97.0	97.5	98.0	98.2	98.4	98.6	98.7	0.1	
主な税目	個人県民税	93.2	93.2	93.2	94.1	94.6	95.2	95.5	96.1	96.1	96.5	0.4
	法人関係税	98.9	99.2	99.3	99.5	99.6	99.7	99.7	99.8	99.9	99.7	▲ 0.2
	自動車税	95.5	96.0	96.6	97.1	97.6	98.0	98.3	98.5	98.7	98.9	0.2
	軽油引取税	97.0	99.4	99.6	99.3	99.4	99.4	99.7	99.7	99.7	98.7	▲ 1.0
	不動産取得税	88.4	88.8	91.8	92.9	95.4	95.8	96.8	97.5	96.4	97.7	1.3
	個人事業税	89.9	91.0	92.6	94.3	95.5	96.4	97.0	97.5	97.7	97.7	0.0
(参考)全国平均	96.0	96.2	96.5	96.9	97.4	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8	0.1	

3 収入未済額の状況

- ・収入未済額は、行革プランで達成した平成30年度実績94億円からの更なる縮減を目標に
 税込確保に取り組んだ結果、前年度から7億円減少して87億円となった。
- ・平成22年度から10年連続の減少となった。

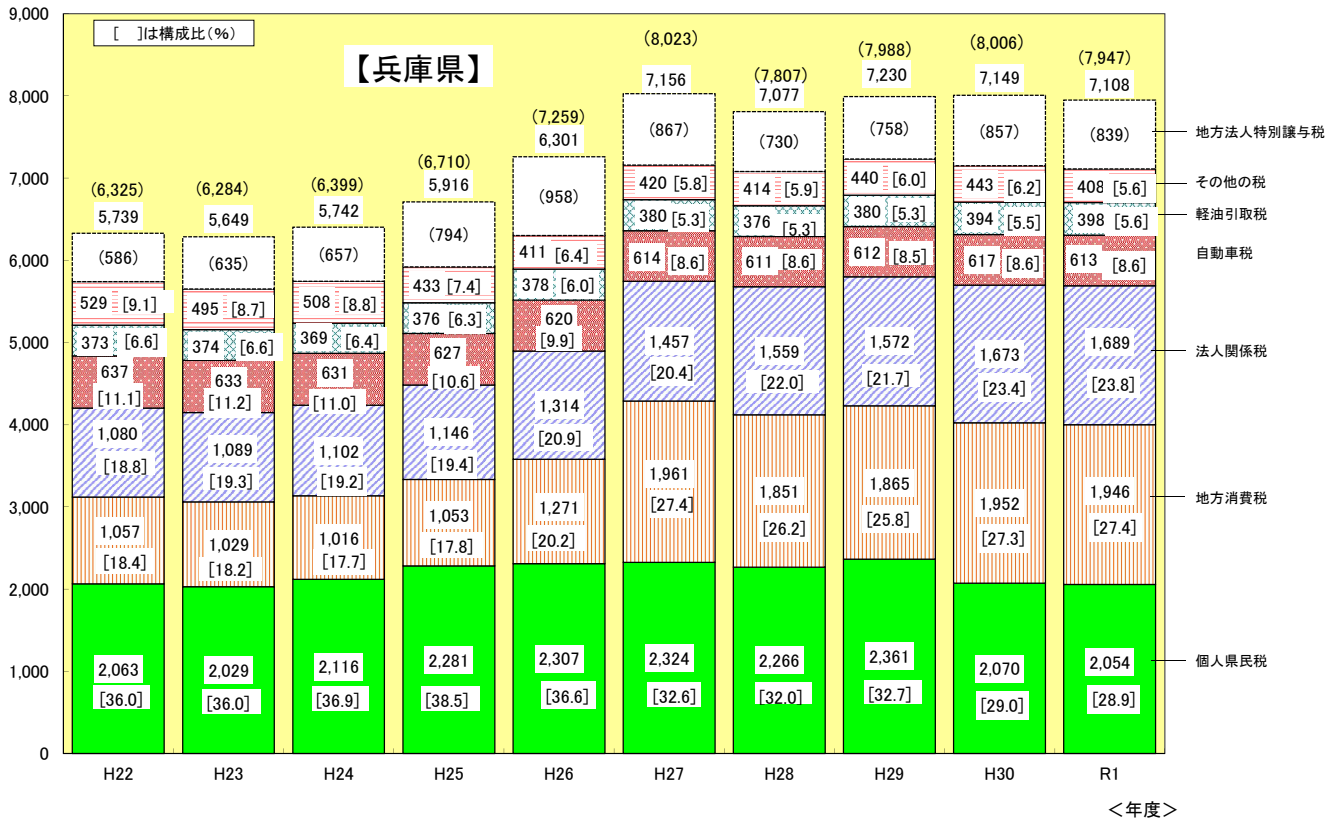


(単位:百万円)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	対前年度増減	
県 税 合 計	22,216	19,881	19,126	16,867	14,963	13,343	11,844	10,678	9,394	8,655	▲739	
主 な 税 目	個 人 県 民 税	14,501	14,377	14,660	13,203	11,941	10,761	9,779	8,903	7,652	6,802	▲850
	自 動 車 税	2,701	2,343	1,997	1,680	1,344	1,121	948	832	718	647	▲71
	不 動 産 取 得 税	2,109	1,601	1,273	874	726	627	504	401	577	361	▲216
	法 人 関 係 税	902	746	604	475	443	388	316	282	195	391	196
	軽 油 引 取 税	1,160	217	139	273	233	218	102	102	101	303	202
	そ の 他 の 税	843	597	453	362	276	228	195	158	151	151	0
(参考)法定徴収猶予分・個人 県民税を除く収入未済額	6,477	5,249	4,292	3,304	2,729	2,505	1,999	1,757	1,722	1,624	▲98	
(参 考) 全 国	544,261	517,273	468,333	418,239	370,256	319,544	276,523	237,378	213,922	202,405	▲11,517	

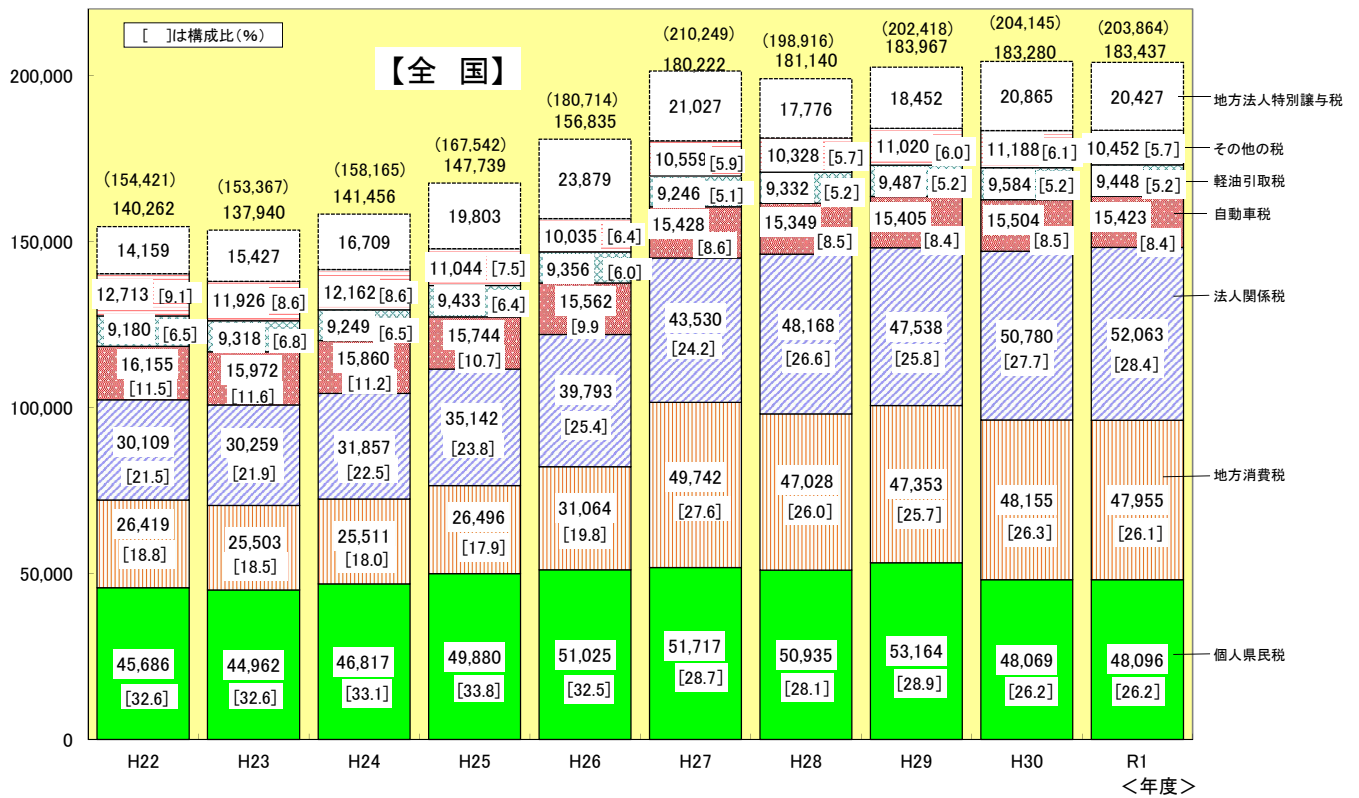
[決算額の推移]

<億円>



※ 兵庫県の地方消費税は清算後の数値を計上。()書きは地方法人特別譲与税を含む額

<億円>



※ 全国の地方消費税は清算前の数値を計上。()書きは地方法人特別譲与税を含む額

4 主な税目の状況

① 個人県民税

配当所得で増収があったものの、ふるさと納税控除額の増加による所得割の減収や、株式取引額の減少により株式等譲渡所得割が減収となったことから、前年度を下回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
個人県民税	212,845	205,396	96.5	98.8	99.2
均等割・所得割	197,262	189,813	96.2	99.1	99.5
配当割	10,118	10,118	100.0	111.6	111.6
株式等譲渡所得割	5,465	5,465	100.0	76.2	76.2

(※均等割・所得割は市町で賦課・徴収を行っている。)

(参考) 均等割・所得割の現年調定額

区 分	課 税 人 員		調 定 額		1 人 当 たり 税 額	
	(人)	対前年度比(%)	(百万円)	対前年度比(%)	(円)	対前年度比(%)
特別徴収	2,105,598	101.5	150,614	99.7	71,531	98.2
普通徴収	569,214	99.1	38,915	99.5	68,366	100.4
合 計	2,674,812	101.0	189,529	99.6	70,857	98.6

② 地方消費税

個人消費の持ち直しが継続するなど、譲渡割は前年度を上回ったが、中国等からの輸入額の減少に伴い貨物割が前年を下回ったことから、ほぼ前年度並となる。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
地方消費税 (清算後)	194,631	194,631	100.0	99.7	99.7

※地方消費税は各取引時に税が課されるが最終的な税負担者は最後の消費者となる。このため、最後の消費者が属する都道府県に税収を帰属させる必要があり、消費に関連した基準を用いて各都道府県に再配分する清算制度が設けられている。

(参考) 地方消費税 (清算前)

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
譲 渡 割	103,697	103,697	100.0	105.2	105.2
貨 物 割	90,730	90,730	100.0	98.3	98.3
合 計	194,427	194,427	100.0	101.8	101.8

③ 法人関係税

米中貿易摩擦による中国経済の減速等の影響により伸び悩んだものの、ほぼ前年度並を確保。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
法人事業税	146,446	146,110	99.8	100.9	100.8
法人県民税	22,851	22,755	99.6	102.2	102.1
合 計	169,297	168,865	99.7	101.1	100.9

(参考1)

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
法人関係税	169,297	168,865	99.7	101.1	100.9
地方法人特別譲与税	83,921	83,921	100.0	97.9	97.9
計	253,218	252,786	99.8	100.0	99.9

(参考2)

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
法人事業税	146,446	146,110	99.8	100.9	100.8
地方法人特別税※	61,510	61,358	99.8	97.7	97.6
計	207,956	207,468	99.8	99.9	99.8

※特別法人事業税を含む。

(業種別の現年調定額の対前年度比)

・ 製造業 (97.7%)

14業種のうち9業種が減収となり前年度を下回る。

<増収となった主な業種>

紙 (111.5%)、鉄鋼 (120.9%)、機械 (108.7%)

紙は感熱紙の販売が伸び、鉄鋼は自動車向け鋼材等が、機械は生産設備や車載関連事業が好調であった。

<減収となった業種>

食品 (90.9%)、電機 (92.2%)、金属 (84.9%)

食品は販売数量の減少により売上高が減少、電機及び金属製品は米中貿易摩擦により需要が低迷し、販売数量が減少。

・ 非製造業 (102.8%)

11業種のうち7業種が増収となり、前年度を上回る。

<増収となった主な業種>

小売 (101.0%)、卸売 (104.0%)、金融 (102.3%)

小売及び卸売は消費税増税前の駆け込み需要があり、金融は住宅ローン等の手数料収入が増加し、前年度を上回った。

<減収となった業種>

運輸通信 (95.4%)、電力 (92.5%)

運輸通信は通信でポイント還元など販促費が増加する等して減収。電力は冷夏・暖冬など天候要因で販売電力量が減少。

④ 自動車税（環境性能割を除く）

課税台数の減少（99.8％）に加え、グリーン化税制において、より軽減率の高い電気自動車等が増加（軽課影響額119.3％）したことから、前年度を下回る。
（※自動車税は令和元年10月から自動車税種別割に名称が変更されている。）

（単位：百万円、％）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
自動車税	62,053	61,348	98.9	99.3	99.4

〔課税状況〕（現年課税）（単位：台、％）

区 分	台数等	対前年 度比
登録台数	1,780,862	99.7
非課税等台数	107,535	96.2
課税台数	1,673,327	99.8
1台あたり税額	36,662円	99.7

（課税台数内訳）（単位：台、％）

区 分	台 数	対前年 度比
小型乗用車	1,132,862	100.4
普通乗用車	313,605	96.8
トラック等	226,860	101.0
合 計	1,673,327	99.8

（グリーン化に関する状況）

（単位：％）

区分	台 数	対前年度比	調定額	対前年度比
軽課	52,053台	100.8	△1,465百万円	119.3
重課	397,138台	103.3	2,073百万円	103.2
合計	449,191台	103.0	608百万円	77.8

⑤ 軽油引取税

特約業者等への納入数量が増加（101.5％）し、課税対象とならない引取数量等を除いた課税標準量も増加（102.1％）したことから、前年度を上回る。

（単位：百万円、％）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
軽油引取税	40,305	39,774	98.7	102.1	101.0

（課税標準量の対前年度比） 1,252千kl（102.1％）

⑥ 不動産取得税

家屋の新築分が増加するものの、所有権移転分、土地が減少し、全体で前年度を下回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
不動産取得税	17,280	16,890	97.7	96.5	97.8

(現年調定額と対前年度比) (単位：百万円、%)

区 分		調定額	対前年度比
家 屋	新 築	5,810	105.4
	移 転	4,862	89.9
	小 計	10,672	97.7
土 地		6,058	91.5
合 計		16,730	95.4

大規模家屋(課税標準額1億円以上)：新築 3,543百万円(99.1%)、移転 1,439百万円(77.0%)

⑦ 個人事業税

不動産貸付業等が前年度を若干下回るものの、請負業、物品販売業等が伸び、全体としても前年度を上回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
個人事業税	7,532	7,360	97.7	103.1	103.1

(主な業種の現年調定額と対前年度比等) (単位：百万円、%)

区 分	元年度		
	調定額	対前年度比	構成比
不動産貸付業	2,809	99.1	38.1
請 負 業	1,500	113.9	20.3
物 品 販 売 業	471	102.3	6.4
税 理 士 業	346	99.7	4.7
製 造 業	291	103.8	3.9
そ の 他	1,964	102.9	26.6
計	7,381	103.3	100.0

⑧ 県たばこ税

課税本数は減少するものの（90.8%）、平成30年10月からの税率改正（860円→930円（1,000本当たり））により、前年度を上回る。

（単位：百万円、%）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
県たばこ税	5,259	5,259	100.0	100.6	100.6

（課税本数） 5,687百万本（90.8%）

⑨ 自動車取得税及び自動車税環境性能割

令和元年9月末で廃止された自動車取得税は、消費税率引上げ前の駆け込み需要により前年度同期を上回る（110.4%）。

令和元年10月に創設された自動車税環境性能割は、課税台数が、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減に加え、需要平準化のための臨時的軽減（税率1、2、3%をそれぞれ1%軽減）により非課税台数が拡大したため、前年度同期の自動車取得税（普通自動車）の課税台数を下回る（70.5%）。

（臨時的軽減による減収は国の地方特例交付金で全額補てん）

なお、自動車取得税の軽自動車分は、新たに市町村税として軽自動車税環境性能割が課税されている（当分の間、県が賦課徴収し市町に払込み）。

（単位：百万円、%）

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
自動車取得税	4,261	4,261	100.0	(110.4) 51.4	(110.4) 51.4
自動車税環境性能割	1,940	1,940	100.0	(51.2) 皆増	(51.2) 皆増
（参考）総計	6,201	6,201	100.0	74.8	74.8

※自動車取得税の（）上段は前年同期の自動車取得税額との対比。自動車税環境性能割の（）上段は前年同期の自動車取得税額（普通自動車）との対比。総計の対前年度比は前年度の自動車取得税額との対比。

（現年調定額等と対前年度比（）上段は前年同期比）

(1) 自動車取得税（調定期間：令和元年4月～令和元年9月）（単位：%）

区 分	調定額		課税台数		1台当たり税額	
普通自動車	3,611百万円	(109.2) 50.9	54,221台	(105.9) 50.0	66,602円	(103.1) 101.6
軽自動車	650百万円	(118.1) 54.4	36,159台	(104.6) 48.4	17,958円	(112.9) 112.5
合 計	4,261百万円	(110.4) 51.4	90,380台	(105.4) 49.4	47,141円	(104.8) 104.1

(2) 自動車税環境性能割（調定期間：令和元年10月～令和2年3月）

区 分	調定額		課税台数		1台当たり税額	
普通自動車	1,940百万円	(51.2) 皆増	40,313台	(70.5) 皆増	48,130円	(72.6) 皆増

⑩ ゴルフ場利用税

ゴルフ場数及び1人当たり課税額が減少したものの、前年度に豪雨等でコースをクローズしたゴルフ場が通年営業を行ったこと等により課税人員が増加し、前年度を上回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
ゴルフ場利用税	3,494	3,493	99.9	101.4	101.3

(課税人員等と対前年度比)

(単位：%)

区 分	人員・税額	対前年度比
課税人員	5,270千人	103.8
1人当たり課税額	663円	97.6

(非課税人員) 1,392千人 (110.9%) (ゴルフ場数) 161か所 (△2か所)

⑪ 県民税利子割

銀行等預金利子において、集中満期による郵便貯金利子の増加影響が平成30年12月以降見られなくなったことから、前年度を大きく下回る。

(単位：百万円、%)

区 分	調 定 額	徴 収 額	徴 収 歩 合	対 前 年 度 比	
				調 定	徴 収
県民税利子割	1,527	1,527	100.0	51.9	51.9

(現年調定額と対前年度比等)

(単位：百万円、%)

区 分	調定額	対前年比
銀行等預金利子	1,218	46.1
公社債利子等	309	101.9
計	1,527	51.9

5 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 申告・納付期限の延長等

① 申告・納付期限の延長

・個人の県民税・事業税に係る申告期限の延長

国の所得税申告期限延長に合わせ、個人の県民税・事業税についても、令和2年3月16日の申告期限を4月16日まで延長（4月17日以降においても、期限までに申告できないと認められる場合には、さらに期限を延長）。

・法人の県民税・事業税に係る申告納付期限の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告・納付できないやむを得ない理由がある場合には、申告納付期限を延長。

② 自動車税種別割の抹消登録等の弾力的な取扱

令和2年4月以降の抹消・移転登録等であっても、3月中の抹消・移転等が確認でき、かつ事由発生から15日以内の登録手続である場合には、3月中の抹消登録等として取り扱う（令和2年4月1日時点の登録者に対して課税するため）。

(2) 条例改正

感染拡大の影響を受けた納税者に対する税制上の特例措置について、県税条例を改正（4月臨時会で改正県税条例議決、4月30日施行）。

徴収の猶予制度の特例 (証紙徴収を除く全税目)	新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月1日から納期限までの1月以上において収入に前年同期比概ね20%以上の減少があった場合、無担保かつ延滞金なしで1年間の徴収猶予が可能 [令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する税に適用]
住宅借入金等特別税額控除の適用要件の弾力化 (個人県民税)	控除期間の特例（10年間→13年間）の入居対象期間の要件緩和 [改正後]一定の期日までに新築住宅の取得等の契約を行い、令和3年12月末までに入居（改正前：令和2年12月末までに入居）
耐震基準不適合既存住宅を耐震改修した場合の特例措置適用要件の弾力化 (不動産取得税)	入居対象期間の要件緩和 [改正後]一定の期日までに耐震改修工事請負契約を行い、工事終了後6月以内（令和3年度末まで）に入居（改正前：耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に耐震改修工事を終了して入居）
環境性能割の税率の臨時的軽減の延長 (自動車税)	自家用乗用車を取得した場合、税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで6か月延長 (改正前：令和2年9月30日まで)

※徴収の猶予制度の特例：本県適用実績（令和2年7月末） 1,922件 2,096百万円

(3) 県税関係手続における感染症拡大防止対策

① 納税方法の多様化

金融機関や県税事務所の窓口混雑等の軽減のため、クレジットカード納税等の納税方法を周知・広報するとともに、今秋からはスマートフォンアプリを用いた収納を導入予定。

【現在の納税方法】

(窓口)

- ・金融機関（含むATM）や県税事務所窓口
- ・コンビニエンスストア窓口
- ・口座振替（初度登録時のみ窓口）

(パソコン、スマホ)

- ・クレジットカード（県の専用サイトから納税）
- ・インターネットバンキング（各個人等のインターネットバンキングサイトから納税）
- ・eL T A X（地方税共通納税システム）（左記サイトから納税）

【令和2年11月導入予定】

(スマホ)

- ・スマートフォンアプリ（LINE Pay、PayPay等のアプリから納税）

② 自動車税種別割の障害者減免申請手続の緩和

障害者減免（新規分）の申請に係る手続きについて、窓口混雑、接触機会の軽減のため、申請期限を6月1日（納期限）から6月30日まで延長。

③ 県税関係紙様式への押印の省略等

押印を求めている県税関係紙様式（納税証明申請等）について、新型コロナウイルス感染症の影響により押印が困難である旨の申出があった場合には、署名での代替や、後日押印が付されたものを受け取る等、柔軟に対応。

6 令和2年度の税収確保対策等

(1) 税収確保対策

① 取組方針

行財政運営方針に基づき、全国平均を上回る徴収歩合を達成するとともに、収入未済額をさらに縮減するため、全県及び県民局・県民センター(県税事務所)に税収強化対策本部を設置し、税収確保対策に取り組む。毎月、対策本部会議を開催し、進行管理の徹底を図る。

なお、取組に当たっては、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、生計の維持や事業の継続等のため納税が困難な場合は徴収猶予の申請を促すことや、個々の納税者等の置かれた状況を確認する等、十分に配慮する。

【徴収歩合】

(単位：%)

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
本 県①	97.0	97.5	98.0	98.2	98.4	98.6	98.7	98.8
全 国②	96.9	97.4	98.1	98.3	98.5	98.7	98.8	
差 (①-②)	+0.1	+0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.1	

※令和2年度の本県は当初予算

【収入未済額】

(単位：百万円)

区 分	H28	H29	H30	R1	R1-H30
県税合計	11,844	10,678	9,394	8,655	▲ 739

② 主な対策

ア 個人県民税の滞納対策の強化

(ア) 市町の徴収対策等への支援

個人住民税特別対策官を中心に、徴収に関する技術支援及び情報提供を行う等、引き続き市町の徴収能力向上を支援

<支援内容>

- ・ 市町間連携への支援を行うため、市町間併任にかかる先進事例等の情報提供や市町間併任を必要とする市町の仲介等を実施
- ・ 地域別会議等の場を活用し、具体的な処理困難事例や効果的な徴収対策に関する情報提供を行うことなど、情報提供機会を充実
- ・ 全市町を対象に、法律解釈や徴収技術に関する質問に対応するとともに、特に困難な事案がある場合や進行管理が行えていない場合等に市町への個別指導を実施するなど、助言・指導の強化

(イ) 特別徴収の推進

平成30年度から開始した全ての事業者を対象とした特別徴収義務者の一斉指定について、県内市町と連携しながら、新規事業者や関係団体への周知・理解促進に取り組むほ

か、滞納があった場合の滞納処分の実施等、引き続き制度の適切な運用に努める

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R1-H30
特別徴収実施率	80.5%	81.2%	82.4%	86.3%	86.7%	+0.4%

(ウ) 県・市町共同徴収対策の実施

項目	R2 取組	R1 実績
共同文書催告	県民局・県民センターごとに設置している市町との地域別会議で毎年度具体的な実施内容を決定	31 市町 46,853 件
税込確保重点月間（12月）の市町との合同実施		合同重点月間の設定 7 地域
地域別市町職員研修		8 地域で開催、151 人参加

イ 滞納整理の強化

「滞納整理ガイドライン」、「滞納整理マネジメントマニュアル」及び「滞納整理支援システム」を活用し、差押執行分の処理促進、個人事業税の県下一斉催告の実施、自動車税の滞納分の処理促進、課税年度の古い滞納繰越分の集中処理等、催告や差押等による滞納処分等を計画的に進め、収入未済額の縮減を図る。

項目	R2 取組	R1 実績
R2 年度滞納分の処理促進	①自動車税特別支援班による電話催告 ②自動車税の書面による全県一斉催告(8・10・12・1・3月) ③個人事業税の文書・電話による全県一斉催告(10・12・1月催告)	① 催告件数： 6,908 件 ② 催告件数：131,979 件 計：138,887 件 徴収額：1,249,227 千円 ③ 催告件数： 2,535 件 徴収額：103,266 千円
自動車税現年滞納分の集中処理	抹消・移転分のみ滞納案件の早期集中処理	抹消・移転分のみ滞納案件の早期集中処理 1,132 件、徴収額 21,280 千円
自動車税滞納繰越 1 年経過分の集中処理	①定期催告の強化 ②抹消・移転分のみ滞納案件の早期集中処理	①定期催告の強化 ②抹消・移転分のみ滞納案件の早期集中処理 796 件、徴収額 18,237 千円
長期間差押執行分の集中処理	H27 以前の差押分を中心に公売・他の債権差押・停止等を実施	H26 以前の差押分を中心に公売・他の債権差押・停止等の実施 26 件、徴収額等 2,175 千円
高額・困難事案の処理促進	①県民局・県民センター（県税事務所）ごとの税込強化対策本部において、地域の実情に応じた滞納対策を決定し実施 ②税込確保重点月間（12月）の設定	実施人員 361 人、 徴収額 1,065,075 千円
タイヤロックを活用した自動車の差押え		前提交渉 133 人、 装着 14 台（4 台公売）、 成果 14,033 千円 （うち公売分 480 千円）
搜索による動産の差押え		9 県税事務所、40 箇所実施
インターネット等を活用した公売		9 物件、売却額 666 千円 （うち、インターネット公売 7 物件 売却額 416 千円）

※12 月を税込確保重点月間として市町とも連携し全県的に取組を実施

R 元年度の効果額は上記各実績欄に含む

ウ 軽油引取税の対策

令和元年度は、不正軽油製造等に悪用されないよう、昨年消防署の協力を得て把握した、貯蔵施設を有する販売店等について、重点的に調査を実施した。

令和2年度は、免税軽油の特例措置が令和3年3月末までであること等を考慮し、免税軽油使用者に対して、免税軽油の不正使用や免税証の譲渡等がないか重点的に調査する。

項目	R2 取組	R1 実績
重点実施調査	免税軽油使用者への調査と免税制度の適正な運用の徹底 ・船舶等使用数量が多い免税軽油使用者を対象に、免税軽油の不正使用等がないか、重点的に調査を実施 ・免税軽油使用者証や免税証の交付時等の機会を捉え、適正な申請と使用を徹底	軽油等貯蔵施設の完全捕捉と調査 ・全県 24 消防本部（局）から入手した貯蔵施設の情報をリスト化 ・新たに判明した施設を優先に事業所調査を実施 147 事業者を調査 146 本抜取(不良 0 本)
路上・事業所における抜取調査	近畿府県不正軽油追放強調月間（10月）等で実施	・路上：21 回実施 294 本抜取(不良 4 本) 不良分：継続調査 2、是認 2 ・事業所：323 箇所 399 本抜取(不良 6 本) (重点実施調査分を含む) 不良分：他府県通報 2、更正決定等 1、継続調査 2、是認 1
公共工事現場における抜取調査	県公共工事発注部局と連携して実施	・33 箇所で開催 ・48 本抜取（不良 0 本）
摘発の推進	近畿府県や県警等関係機関と連携して、不正軽油の流通阻止に向けて取り組むとともに、悪質業者の摘発を推進	・不正軽油の製造販売に係る課税処分（刑事告発分）等 9 者 228,569 千円 ・兵庫県不正軽油対策協議会等を通じ情報交換や啓発広報を実施

※ 調査により不良軽油を発見した場合、販売経路等の追跡調査を実施し、購入者への不買指導、販売者への課税処分、他府県への通報等を行う。
特に悪質な者には、告発等を見据えた犯則調査に移行する。

エ 納税環境の整備

クレジット納税等多様な納税手法の県民広報の推進とともに、スマートフォンアプリを用いた収納を今秋から導入するなど、納税環境の整備を促進する。

(2) 課税自主権の活用

本県では、課税自主権を活用し、法人県民税（法人税割）、法人事業税、県民税均等割について、超過課税を実施している。

① 法人県民税（法人税割）超過課税

区 分	内 容
実施期間（第9期）	（第9期） 平成26年10月1日から令和元年9月30日までの5年間に開始する事業年度分 （第10期） 令和元年10月1日から令和6年9月30日までの5年間に開始する事業年度分
対象	資本金（または出資金）の額が1億円超または法人税額年2,000万円超の法人
超過税率	（第9期） 4.0%（標準税率3.2%） （第10期） 1.8%（標準税率1.0%）
税収見込（第9期）	（第9期） 総額130億円程度（令和元年度:31億円） （第10期） 総額170億円程度
充当事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援 ・ 子育てと仕事の両立支援 ・ 子育て世帯への支援

② 法人事業税超過課税

区 分	内 容
実施期間（第9期）	平成28年3月12日から令和3年3月11日までの5年間に終了する事業年度分
対象	資本金（または出資金）の額が1億円超または所得金額7,000万円（収入金課税法人については5.6億円）超の法人
超過税率	標準税率（法人事業税と地方法人特別税（令和元年10月1日以後に開始する事業年度については特別法人事業税）の合算ベース）の1.05倍
税収見込（第9期）	総額400億円程度（令和元年度:88億円）
充当事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ ものづくり産業とサービス産業のバランスのとれた「産業力」の強化 ・ 県民の潜在力と政労使一体となった取組を生かした「人材力」の強化 ・ 兵庫のネットワークを生かした「国際力」の強化 ・ 産業立地基盤整備・防災力強化の推進

③ 県民緑税（県民税均等割超過課税）

区 分	内 容
実施期間（第3期）	個人：平成28～令和2年度分 法人：平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年間に開始する事業年度分
対象	個人：1月1日現在で県内に住所等を有する人（一定の所得基準等を下回る等により均等割が課税されない人は対象外） 法人：県内に事務所、事業所等を有する法人等
超過税率 （標準税率に上乗せ）	個人：800円（個人県民税均等割額の標準税率は1,000円） ※別途、東日本大震災の復興特例加算分として500円加算（平成26～令和5年度） 法人：標準税率の均等割額の10%相当額
税収見込（第3期）	総額120億円程度（令和元年度：26億円）
充当事業	・ 災害に強い森づくり ・ 都市の緑化（県民まちなみ緑化事業）

（3）制度改正に向けた国への働きかけ強化（主な項目）

① 国・地方を通じた税制改革の実施

- ア 税財源の充実を図る税制の抜本改革の実施
 - ・ 国と地方の役割分担を踏まえた国・地方間の税源配分のあり方の見直し
- イ 地方税の偏在是正に向けた税制改革の実施
 - ・ 中長期的には、地方法人課税と偏在性の比較的小さい消費税との国地方間での税源交換を行うなどの税制の抜本改革の実施
 - ・ 事業活動の実態を反映した地方法人課税の分割基準の抜本的見直し
 - ・ 法人事業税交付金の不拡大
- ウ 事業活動のデジタル化に対応した地方法人課税の制度検討

② 地方税体系の充実強化

- ア 自動車関係税の見直しに伴う慎重な検討
- イ 電気・ガス供給業における法人事業税の課税方式の堅持
- ウ ゴルフ場利用税の堅持等
- エ 森林環境税の導入・賦課徴収への対応
- オ 消費税率引上げへの対応（インボイス制度導入に向けた支援）

③ 人と企業の地方移転を促進する税制の導入

- ア 企業の地方移転を促す法人税の地域別税率制度の導入
- イ UJIターンを促す個人住民税の地域別課税制度の導入

④ ふるさと納税における適切な制度設計

- ア 制度本来の趣旨を踏まえた返礼品制度廃止の検討
- イ ふるさと納税ワンストップ特例制度の廃止
- ウ 個人住民税の特例控除額の限度額（所得割額の2割）の見直し
- エ 「企業版ふるさと納税」の運用改善
 - ・ 制度の運用見直し
 - ・ 国税による税額控除への制度変更及び現行の減収相当分の財源補填

(参考資料)令和元年度 県税決算額

(単位：百万円)

税目 区分		令和元年度						
		最終予算額		調定額 (B)	徴収額 (C)	徴収 割合 (C)/(B)%	前年度決算対比	
		収入額 (A)	前年度決 算対比 %				調定 %	徴収 %
個人県民税		204,792	98.9	212,845	205,396	96.5	98.8	99.2
地方消費税(清算後)		194,772	99.8	194,631	194,631	100.0	99.7	99.7
法人 関係 税	法人事業税	147,340	101.6	146,446	146,110	99.8	100.9	100.8
	法人県民税	22,713	102.0	22,851	22,755	99.6	102.2	102.1
	計 ①	170,053	101.7	169,297	168,865	99.7	101.1	100.9
自動 車 関 係 税	自動車税	61,349	99.4	62,053	61,348	98.9	99.3	99.4
	自動車税 環境性能割	1,926	皆増	1,940	1,940	100.0	皆増	皆増
	自動車取得税	4,260	51.4	4,261	4,261	100.0	51.4	51.4
	軽油引取税	40,067	101.8	40,305	39,774	98.7	102.1	101.0
	計	107,602	98.4	108,559	107,323	98.9	98.5	98.1
そ の 他 税	不動産取得税	17,331	100.4	17,280	16,890	97.7	96.5	97.8
	法人事業税	7,335	102.7	7,532	7,360	97.7	103.1	103.1
	県たばこ税	5,217	99.8	5,259	5,259	100.0	100.6	100.6
	ゴルフ場利用税	3,461	100.4	3,494	3,493	99.9	101.4	101.3
	県民税利子割	1,437	48.8	1,527	1,527	100.0	51.9	51.9
	狩猟税	37	99.7	38	38	100.0	99.6	99.6
	鉾区税	10	98.6	11	11	100.0	98.6	98.6
	計	34,828	96.5	35,141	34,578	98.4	95.3	95.8
合計		712,047	99.6	720,473	710,793	98.7	99.3	99.4

[地方法人特別譲与税を含めた場合]

地方法人特別譲与税 ②	83,877	97.8	83,921	83,921	100.0	97.9	97.9
法人関係税(再計) ① + ②	253,930	100.4	253,218	252,786	99.8	100.0	99.9
合計(再計)	795,924	99.4	804,394	794,714	98.8	99.2	99.3

(注1) 「%」表示は、千円単位の税額により算出している。

(注2) 自動車税には自動車税種別割を含む。